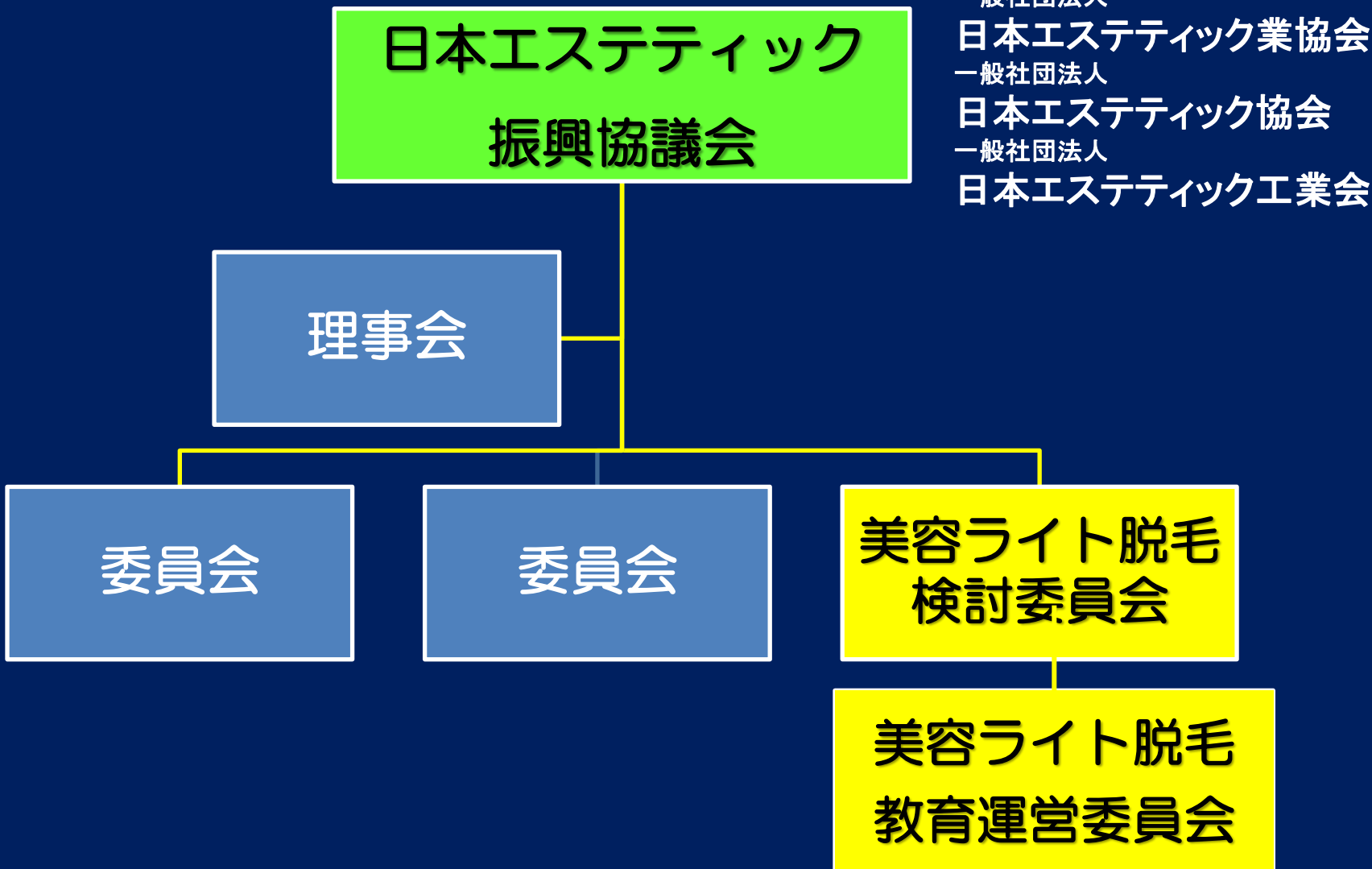


# 日本エステティック振興協議会が推進する 美容ライト脱毛のあり方

日本エステティック振興協議会  
美容ライト脱毛検討委員会

# 日本エステティック振興協議会における 美容ライト脱毛に関する組織



エステティックサロンでお客様に  
安全に技術を提供し皮膚トラブル  
を起こさないようにすること。

# 厚生労働省医政局医事課 通知

(平成13年11月8日 医政医発第105号)

## 脱毛行為等に対する医師法の適用

以下に示す行為は、医師が行うのでなければ保健衛生上危害の生じるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反すること。

★用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線  
又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部に  
照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為。

# 医行為とは？

## 医行為の定義

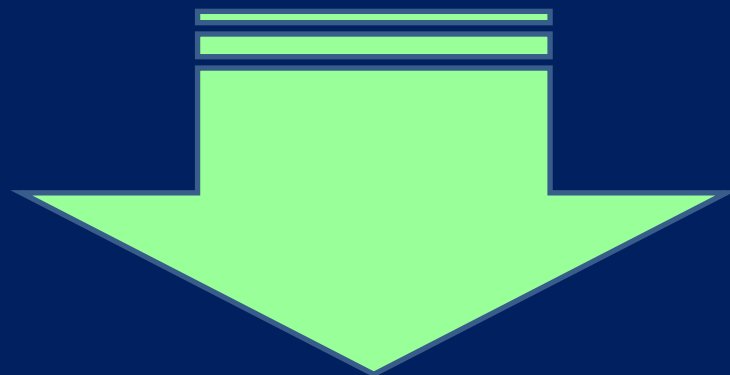
「医師の医学的判断及び技術をもってする  
のでなければ人体に危害を及ぼし、  
または及ぼすおそれのある一切の行為」

(昭和39年6月18日 医事44の2)

# 最近の美容ライト脱毛 事件例

- 2009年 9月 徳島県 医師法違反容疑搜索
- 2009年 12月 兵庫県 医師法違反容疑で家宅搜索
- 2010年 3月 福岡県 医師法違反容疑で書類送検
- 2010年 5月 大阪府 医師法違反容疑で逮捕

美容ライト脱毛行為そのものが  
医師法違反ではない



医師の行うレーザー等の脱毛と  
エステティックサロンで行われる  
美容ライト脱毛は異なるものである。

# エステティックサロンで行う 美容ライト脱毛の範囲

1. 通知に抵触するような施術を行わないこと
2. 毛乳頭・皮脂腺開口部を破壊しない  
ということは現象面で毛の再生があること
3. 一時的な除毛・減毛であること

以上を徹底すること



# 美容ライト脱毛の安全性確保

1. 機器の安全性

2. 施術の安全性

# 美容ライト脱毛の安全性確保



機器の  
安全性

施術の  
安全性

# 美容ライト脱毛のあり方

## 1. 機器の安全性確保のための基準

美容ライト脱毛機器適合審査に適合した機器を用いる。

## 2. 技術者の教育に関する基準

エステティック全般に関する基礎的教育、美容ライト脱毛に関する専門的な教育訓練を受ける。

# 教育の概念図

美容電気  
脱毛

美容ライト  
脱毛

エステティックの基礎 300時間以上  
(フェイシャル・ボディ・ワックス脱毛等)

# 広告表記の留意すべき点

次の広告表記は薬事法や特定商取引法等により厳しく規制されているので行ってはならない。

1. 誤認を与える広告表記
2. 誇大の広告表記
3. 虚偽の広告表記
4. 効能効果等の保証表現（使用前・使用後の写真等）
5. 最大級の広告・表現
6. 安全性の保証表現
7. 医療・関連省庁推薦表現
8. 特許に関する表現

# 美容ライト脱毛の広告表記の基本例

1. 美容ライト脱毛トリートメントは、一時的な減毛であることを正しく伝えること。 (毛が再生することを明記)
2. 毛根部等を破壊する等の表現はしてはならないこと。
3. 「永久脱毛」「完全脱毛」「無期限のフリーパス」「永久保証」等の表現表記はしないこと。
4. 結果写真等は、掲載しないこと。 (Before/After)
5. 安全性の保証表現はしないこと。

(「やさしい」「痛くない」「肌にやさしい」等を強調しないこと)



# 問題ある広告表示 (例)

両ワキ脱毛完了コース  
回数無制限!最後の1本まで脱毛フィニッシュ!  
追加料金 初なし 〈税込〉 ¥9,800

両ワキ脱毛  
完全終了コース

脱毛完全終了コース 完全終了脱毛

脱毛は回数無制限

◆両ワキ脱毛完了コース 〈税込〉 ¥9,800  
回数無制限!最後の1本まで脱毛フィニッシュ!

何回でも!何度でも!満足いくまで通えます!  
脱毛終身コース

来店無制限・回数無制限 「さらっと全身プリンセスコース」 ¥298,000

回数無制限」「来店無制限」



# 安全に施術を提供することが最も大切

このような条件に合致した施術を提供していても

万一、火傷等の皮膚傷害や契約等でお客様との間に

トラブルを引き起こし、スムーズに解決が出来なかった

場合には、医師法違反や業務上過失傷害或いは特定

商取引法違反で訴えられることがあり得ることを充分

認識しておかなければならない。